

食安監発第062200号
平成21年6月22日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法について（依頼）

標記については、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号。以下「法」という。）が一部改正され、本日から施行されることとなったところです。これにより、法においては、別添1のとおり、財務状況が悪化している中小企業者の収益性のある事業を事業譲渡等により他の事業者へ承継させ、その再生を図ることを支援するため、新たに「中小企業承継事業再生計画」の認定制度が創設されることとなったところです。

当該制度においては、事業者が法第39条の2に規定する中小企業承継事業再生計画に基づき、事業譲渡等により他の事業者へ事業を承継する場合、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成11年政令第258号。以下「政令」という。）第9条で定める特定許認可等のうち、当該計画に記載したものについては、法第39条の4の規定に基づき、新たに特例として事業の承継とともに特定許認可等の承継が認められることとなります。厚生労働省が所管する法律としては、別添2のとおり、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可が対象となっており、本年6月12日付けで、健康局生活衛生課から、別途通知されています。

一方、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に規定する営業許可については、政令第9条第1項に規定されてはおりませんが、中小企業承継事業再生計画に基づき事業の承継を行う事業者が新規に当該許可の申請をした場合にあっては、事前に審査を実施する等、当該計画に基づく手続の進行に合わせて必要な手続を進め、事業者が事業の承継後、許可要件に適合するにもかかわらず、許可が行われないことにより、事業活動に空白期間が生じないよう特段の配慮方をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。